

補装具費の支給

障害者総合支援法に基づき、補装具（失われた身体機能補完又は代替する用具）を必要とする方に、補装具費（購入、修理）の支給を行います。

主な補装具の種類

対象となる主な障害の種類	主な補装具
視覚障害	義眼、眼鏡、視覚障害者安全つえ
聴覚障害	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、座位保持装置など
肢体不自由、音声・言語機能障害、 神経・筋疾患である者	重度障害者用意思伝達装置

対象者 **(※)**

身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病等（対象疾病）による障害がある方

ただし、障害者総合支援法以外の関係各法の規定に基づき補装具の給付等が受けられる場合には、当該関係各法に基づく給付等が優先になります。

費用

基準価格の範囲内で支給決定を行います。利用者は基準価格の原則1割を負担し、残り9割を公費で支給します。なお、「世帯」の所得に応じて負担の「上限月額」が設定され、利用者の負担が一定以上にならないようにしています。

所得区分	負担上限月額	「世帯」の範囲 障害者(18歳以上)：障害者とその配偶者 障害児：保護者の属する住民基本台帳上での世帯
市町村民税課税「世帯」	37,200円	
市町村民税非課税「世帯」	0円	
生活保護「世帯」	0円	

市町村民税所得割額が46万円以上の方が「世帯」にいる場合は、本制度の支給対象外となります。

(※) 既に購入・修理をされた補装具は対象になりません。また、以下の場合は対象になりません。

- ・治療遂行上必要と認められる治療用装具（※1）を作成される方
⇒各種健康保険制度を取り扱う窓口（※2）にご相談ください。
（（※1）装具、訓練用仮義肢（義手/義足）、義眼（眼窩保護に必要なもの）、小児弱視等の治療用眼鏡）
（（※2）中学校3年生までのこどもの保険診療の一部負担金助成の窓口はこども政策課になります。）
- ・40歳以上かつ介護保険制度の対象者となる方、又は65歳以上の方
⇒介護保険制度で取扱いがある場合（既製品の車いす、歩行器、歩行補助杖など）には介護保険が優先します。介護保険課又は担当のケアマネジャーにご相談ください。
- ・労働災害が原因で障害者となり、労災保険法での補償対象となっている方
⇒労災保険制度からの補装具費支給が可能な場合があります。
労働基準監督署、各県労働局にご相談ください。

支給までの流れ

おおむね以下のようになります。ただし、補装具の種目や相談の内容によって、用意していただく書類や支給を受けるまでの流れが異なることがあります。

障害者		障害児	
1	相談・問い合わせ 購入・修理前に、補装具の種目と支給要件をお問合わせください。	1	相談・問い合わせ 購入・修理前に、補装具の種目と支給要件をお問合わせください。
2	申請 支給要否を判断するうえで必要な調査を行います。種目によっては 所定の意見書が必要になる場合があります。	2	申請 支給要否を判断するうえで必要な調査を行います。種目によっては 所定の意見書が必要になる場合があります。
3	更生相談所による判定 必要に応じて、埼玉県総合リハビリテーションセンターで判定を受けていただきます。	3	審査
4	支給決定 市が補装具費の支給決定を行います。 支給決定後は市から下記の書類が送付されます。 ・補装具費支給決定通知書 ・補装具費支給券（業者あて）	4	支給決定 市が補装具費の支給決定を行います。 支給決定後は市から下記の書類が送付されます。 ・補装具費支給決定通知書 ・補装具費支給券（業者あて）
5	補装具の製作・修理、仮合せ・適合判定	5	補装具の製作・修理、適合判定
6	補装具の引き渡し、自己負担額の支払	6	補装具の引き渡し、自己負担額の支払
7	市から補装具業者への支払	7	市から補装具業者への支払

修理を受けるには

修理については、補装具費の支給を受けて購入したものが対象となります（自費で購入された補装具については対象となりません）。申請書に修理に係る見積書を添付の上、申請してください。

なお、修理の内容によって、提出いただく書類が異なることや、更生相談所での判定が必要となる場合があります。**必ず事前に下記お問い合わせ先へ相談してください。**



お問い合わせ

川越市役所 障害者福祉課

☎	福祉サービス担当	TEL	049-224-6317	(補装具費支給決定に関すること)
☎	障害給付担当	TEL	049-224-6312	(公費負担額の請求、支払に関すること)
	各担当共通	FAX	049-225-3033	

